

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社K I S A K I	代表者氏名	中田 妃都美
主たる営業所の所在地	福山市引野町北1-9-6		
許可番号	広島県知事許可 (般-29) 第38321号	許可を受けている 建設業の種類 (※「_」は特定)	機

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年4月9日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示</p> <p>(1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、労働安全衛生法及び関係法令を順守すること。</p> <p>(2) 前記に基づき講じた措置について、令和3年5月10日までに文書で報告すること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
	<p>株式会社K I S A K Iは、令和元年7月8日、栃木県真岡市内の機械設備据付工事において、高さ約26メートルの場所で、重さ約500キログラムの駆動チェーンを設置するにあたり、同チェーンが落下することを防止する措置を講じなかった。</p> <p>このことにより、同社及び同社の社員は、真岡簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和3年1月5日にその刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>		
その他参考となる事項			